

## 前市町村で住民基本台帳カードやマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方で、三田市へ転入される方へ

転入時、前市町村でご利用していたカードをお持ちの方が継続利用の手続きができなかった場合、ご希望により、一定期間内にお手続きしていただくことで、三田市でも継続して利用することができます。

継続利用をご希望の場合は、以下の手順で手続きをお願いします。

ただし、転出予定日から30日以内に三田市にて転入の届出をした方が対象となります。

転入届出日から90日以内に、前市町村で利用していたカードの継続利用を希望される方は、前市町村で利用していたカードと本人確認できるものをご持参のうえ、必ずカードに記載されている本人が三田市役所市民課へお越しください。

- 転出予定日から30日を超えて三田市で転入手続きをされた場合は、カードの継続利用の手続きができません。（前市町村で利用していたカードは失効します。）
- 転入届出日から90日を経過しますと、カードの継続利用の手続きができません。（前市町村で利用していたカードは失効します。）
- 住民基本台帳カードの中に、電子証明書を格納されていた方は、前市町村からの転出とともに電子証明書は自動失効しています。電子証明書をご希望の方は、三田市へお問い合わせください。
- マイナンバーカード（個人番号カード）の中に電子証明書を格納されていた方は、利用者証明用電子証明書はそのまま格納できますが、署名用電子証明書は転出により自動失効しています。署名用電子証明書をご希望の方は、三田市にて新たに署名用電子証明書の発行の手続きをいたします。ただし、本人確認を運転免許証で行う際は、新しい住所が記載されたものが必要となります。

<問い合わせ先> 三田市役所市民課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話 079-559-5044(直通)

ファックス 079-560-2101